住所　千葉県鎌ケ谷市中佐津間２丁目15番38号
魏大比　昭和56年５月12日生
住所　福岡市博多区堅粕２丁目３番３―1101号
金鉄紅　昭和45年７月28日生
住所　茨城県つくば市天久保１丁目７番地４
宋雨鑫　平成４年６月30日生
劉延林　昭和39年４月22日生
住所　茨城県つくば市天久保１丁目７番地４
荊麗紅　昭和43年１月19日生
劉振唐　平成７年６月30日生
劉佳惠　平成15年10月12日生
住所　茨城県潮来市日の出４丁目１番地15
李慧　昭和61年３月18日生
住所　岡山県玉野市宇藤木550番地50
李相玉　昭和34年３月20日生
金洋子　昭和39年８月14日生
李渚　平成２年６月15日生
李夏樹　平成５年６月11日生
住所　広島市西区古江西町14番49―705号
方一夫　昭和30年12月12日生
慎敏子　昭和31年４月15日生
方哲哉　昭和56年６月21日生
方直哉　昭和57年12月６日生
住所　広島市西区福島町２丁目９番２―208号
慎菊枝　昭和27年８月30日生

○外務省告示第五百八十号

平成二十一年十一月七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十二月二十二日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ラオス人民民主共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とラオス人民民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政強化支援借款として、国際開発協会による第五次貧困削減支援オペレーションの下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてラオス人民民主共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ラオス人民民主共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ラオス人民民主共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ラオス人民民主共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ラオス人民民主共和国政府は、ラオス人民民主共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額を振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ラオス人民民主共和国政府の国家予算に編入され、二千六年七月に承認されたラオス人民民主共和国政府の社会経済開発計画（二千六年―二千十年）の政策目標を達成するために改革計画の実施を支援するために使用される。

5　ラオス人民民主共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ラオス人民民主共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ラオス人民民主共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してラオス人民民主共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ラオス人民民主共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ラオス人民民主共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　改革計画の実施の進渉（ちょく）状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をラオス人民民主共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

○厚生労働省告示第四百九十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十一年十月二十三日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
株式会社島津テクノリサーチ 山本　裕志 京都府京都市中京区西ノ京三条坊町二番地の十三	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	株式会社島津テクノリサーチ 京都府京都市中京区西ノ京下合町一番地

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十一月七日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

ラオス人民民主共和国
副首相兼外務大臣
トンルン・シースリット閣下

（ラオス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をラオス人民民主共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十一月七日に東京で

ラオス人民民主共和国
副首相兼外務大臣
トンルン・シースリット

日本国外務大臣　岡田克也閣下

厚生労働大臣　長妻　昭

平成二十一年十二月二十二日